

別添 2
国空航第 449 号
国空機第 632 号
平成 27 年 8 月 28 日

東京航空局次長 殿
大阪航空局次長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長

航空機安全課長

超軽量動力機等の飛行に関する許可取得の徹底について

超軽量動力機等の事故件数については、平成 20 年以降、年間 2 件以下で推移してきていたところであるが、今年は、すでに 3 件の超軽量動力機及び自作航空機の航空事故が発生している。また、死亡事故については、平成 23 年以降発生はなかったが、本年は 8 月に 2 名が死亡する事故が発生した。

平成 20 年以降に発生した超軽量動力機等の事故例をみると、全体で約 6 割が、死亡事故に限れば全てが航空法上必要とされる許可を取得しておらず、今年発生した事故においても死亡事故を含む、3 件中 2 件が必要な許可を取得していなかった。

航空局では、航空法上必要とされる許可の取得を呼びかけるパンフレットを作成し、航空局ホームページ(※注)で周知しているところではあるが、改めて当局で作成したパンフレットを利用するなどして、超軽量動力機等の飛行に関する許可を受けているクラブ又は個人に対し、下記について周知・徹底を願いたい。

なお、本件については、別紙のとおり一般財団法人日本航空協会に対し通知している。

記

1. 現在許可を得ている申請内容と実際に飛行している機体、操縦者、飛行範囲及び離着陸の場所について、相違がないか確認を行うこと。
2. 新たな機体を導入した際や新たな操縦者が加わった場合等を含め、申請漏れが発生しないよう確実な確認を行うこと。
3. 許可を得ず飛行を行うなど航空法違反又はそのおそれがあるクラブ又は個人を知り得た場合には航空局に対して速やかに報告すること。

(※注) 航空法上必要となる許可に関する詳細は航空局ホームページに掲載
http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000115.html